

くらし安全安心だより

—「配置薬」使用期限が切れて

処分したら代金を請求された—

【相談事例】

配置薬の業者が、ここ6年ほど**薬の入れ替え**に来なかったので、1年前に、残っていた**使用期限切れの薬を廃棄**した。しかし、最近になって突然、**業者が来訪**し、「もう一度、置かせてほしい」と**勧誘**してきた。断ったところ、**廃棄した分を含む薬代3万8千円**を支払うように言われた。(70歳代 女性)

【アドバイス】

★「**配置薬**」とは、販売員が**消費者宅へ薬を預け**、次回の来訪時に**消費者が使った分の薬代を支払う仕組み**です。配置薬は、**勝手に処分するとその分の代金を請求される**場合があります。

★長期間訪問がない場合でも、使わない薬は**自分の判断で処分せず、解約を申し出て引き取ってもらいましょう**。

★配置薬の販売員には、法律により**身分証明書の携帯が義務付け**られています。来訪時には、提示を求め、**連絡先をメモ**しておきましょう。

★困ったときは、**早めに消費生活センターにご相談**ください。

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時～午後4時

(☎23-5800)